第二項第四号	二以上の措置	措置
第二項第十一号及び前項第五号	二以上の連絡手段	連絡手段

5　第一項の表第三号の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置は、第二項各号（第五号及び第七号ロを除く。）に定めるところ（第三項に規定する一時的な使用の場合にあつては、同項各号に定めるところ）による。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二項第三号	防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うか、又は、防護区域の出入口及び当該防護区域に至る経路上に設けられた出入口（防護区域の出入口へ至るまでに通過することが必要となる出入口をいう。）に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと	防護区域の出入口に施錠を行うこと
第二項第四号及び第六号	二以上の措置	措置
第二項第十一号及び第三項第五号	二以上の連絡手段	連絡手段

6　透過写真撮影用ガンマ線照射装置に装備される特定放射性同位元素（法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、使用をする場合のものを除く。）が第一項の表第三号の特定放射性同位元素である場合にあつては、同表の区分にかかわらず、第四項の措置を講ずるものとする。

7　許可届出使用者及び許可廃棄業者は、その事業所等において二以上の放射性同位元素の使用をする室等がある場合にあつては、これらの特定放射性同位元素の防護のための措置を一体的に講ずることができる。この場合において、それぞれの放射性同位元素の使用をする室等において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素のうちその数量が最も大きいものに対する第一項の表の下欄に掲げる措置を講ずるものとする。

（防護規程）

第二十四条の二の三　防護規程は、次の事項について定めるものとする。

一　防護従事者に関する職務及び組織に関すること。

二　特定放射性同位元素防護管理者の代理者に関すること。

三　前条第一項の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素の区分の別に関すること。

四　防護区域の設定に関すること。

五　防護区域（一時的な使用の場合にあつては、一時的に使用をする場所に係る管理区域）の出入管理に関すること。

六　監視装置の設置に関すること。

［条を加える。］